工事請負契約書(案)

1. 工事番号・名称 第25-79785-0002号

相馬総合高校高効率照明改修工事

2. 工事の場所 相馬市北飯渕字阿弥陀堂地内(相馬総合高等学校)

着 工 令和 年 月 日

3. 工 期

完成 令和 年 月 日

4. 工事請負代金の額 金 円 也

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

金 円 也

5. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項 及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令 第 29 号) 第 12 条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 年 月 日

発注者 住所 福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂200番地

氏名 福島県

福島県立相馬総合高等学校長 櫻田 渉

受注者 住所

氏名

工事 条件付一般競争入札

特約条項

- 第1 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。
- 第2 約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。
- 2 約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条<u>第7項</u>中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の1」とそれぞれ読み替え、同条第100分の10分の11と
- 3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。
- 第4 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、 前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管 理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。